

東かがわ市告示第35号

東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱（令和7年東かがわ市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ（東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年東かがわ市告示第111号。以下「<u>パートナーシップ・ファミリーシップ要綱</u>」という。）第2条第2号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあり、<u>パートナーシップ・ファミリーシップ要綱第7条第1項の規定による証明書等</u>（以下この号において「<u>証明書等</u>」という。）の交付を受けた者を含む。）</p> <p>イ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（<u>犯罪被害者とファミリーシップ（パートナーシップ・ファミリーシップ要綱第2条第3号に規定するファミリーシップをいう。以下同じ。）</u>の関係にあり、<u>証明書等の交付を受けた者を含む。</u>）</p> <p>(4) 略</p> <p>(交付の対象者)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 遺族 次のいずれかに該当する者であつて、犯罪被害者が被害を受けた当時において、犯罪被害者と同居していた者をいう。</p> <p>ア 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ（東かがわ市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年東かがわ市告示第111号。以下「<u>パートナーシップ要綱</u>」という。）第2条第2号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあり、<u>パートナーシップ要綱第7条第1項の規定による証明書</u>（以下この号において「<u>証明書</u>」という。）の交付を受けた者を含む。）</p> <p>イ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(4) 略</p> <p>(交付の対象者)</p> <p>第4条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 同一の事案について、同居の交付対象者が複数いるときは、その1人に対してなされた助成金の交付は同居の交付対象者全員に対してなされたものとする。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該犯罪行為による被害を受けた当時において、犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあった者を含む。)があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で交付対象者に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>2 同一の事案について、同居の<u>親族</u>に交付対象者が複数いるときは、その1人に対してなされた助成金の交付は同居の交付対象者全員に対してなされたものとする。</p> <p>(助成の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該犯罪行為による被害を受けた当時において、犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくは<u>パートナーシップ</u>の関係にあった者を含む。)があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で交付対象者に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。